

# 一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 26 年 11 月 21 日

議席番号 3 番

東村山市議会議長 様

質問者 奥谷 浩一

## 記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>消費増税延期による「子ども・子育て支援新制度」施策への影響について</p> <p>消費税率 10%への引き上げの1年半先送りに関し、増税分を財源とした「社会保障の充実」について一部実施断念との報道もある。そこで東村山市の「子ども・子育て支援新制度」施策への影響について以下伺う。</p> <p>① 来年度からの「子ども・子育て支援新制度」施策の内容について伺う。</p> <p>② 消費増税延期により「子ども・子育て支援新制度」施策にどのような影響があると考えられるか伺う。</p> <p>③ 万一、国が財源処置をしなかった場合「子ども・子育て支援新制度」施策はどうするつもりか伺う。</p>
2	<p>コミバス基金の使い方について</p> <p>コミバス運賃値上げによって 20%の乗車率が下がったが、初乗り料金 180 円と従来の 100 円の差額が年間で 2,000 万円ほど見込まれるとのことである。これを基金として積み立て、当面コミバスの新規路線のために使うとのことであった。しかし、コミバス基金条例案の説明では「基金は、新規路線の運行にかかるバス車両の購入や停留所設置等の導入経費及びコミュニティバス運行事業補助金に活用する。」とのことであった。また、新規路線が既存の久米川循環路線、あるいは諏訪町循環路線と同程度とすると一路線約 3,200 万円かかるとのことであり、約 2 年で一路線分が積み立てられる計算になり、コミバス基金をその後何に使うかが不透明である。そこでコミバス基金の使い方について以下伺う。</p> <p>① コミバス基金を既存の路線または、開設後の新規路線の補助金に使うことはないか伺う。</p> <p>② コミバス基金を公共交通空白区のコミバス以外の移動手段に使えないか伺う。</p> <p>③ コミバス基金を交通弱者対策として高齢者割引に使えないか伺う。</p>

議席番号 3 番

質問者 奥谷 浩一

番号	質問の項目と要旨
3	<p>「認知症徘徊所在不明者を防災行政無線で捜索と発見協力訓練」の進捗状況について</p>
	<p>2014年6月議会で一般質問した私の政策提案は、『認知症徘徊所在不明者の家族が警察に捜索願を出す。警察から東村山市に防災行政無線放送を依頼し放送。見つけた人は、警察に連絡する。その発見訓練を行う。』というものであった。「認知症徘徊所在不明者を防災行政無線で捜索と発見協力訓練」の進捗状況について以下伺う。</p>
	<p>① 認知症徘徊所在者不明の発見協力訓練の進捗状況について伺う。</p> <p>② メール配信システムによるSOSネットワークの進捗状況について伺う。</p> <p>③ 6月議会の一般質問に対して「所在不明者の発見協力は、防災行政無線だけではなく広報車を活用したり、防犯パトロール、消防団の動員など、さまざまな御協力をいただいたりという対応も考えられる。したがって、それぞれのケースごとに、その都度、正確な情報の把握、関係者との慎重な協議、迅速かつ適切な判断に基づいた緊急放送として、防災行政無線の活用・運用を図っていきたいと考えている。」との答弁を頂いた。関係機関との連携についての進捗状況を伺う。</p>